

令和4年度の活動計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 風の家

I 活動計画

1. 活動予算

令和4年度の収益の内寄付については6月に開催する総会の開催連絡に合わせ寄付の依頼を行い80万円を見込んでいる。助成金の獲得に関しては日本財団の福祉施設建築プロジェクトに応募を前向きに検討していく、しかしハードルはかなり高そうである。宿泊者数、作業所通所者数の増減による委託料の多寡はあるが、観察所の委託料、Ⅲ型事業は3年度を少し上回るそれぞれ550万円、950万円を見込みトータルで約25万円の増収を期待し、経常収益は30,767,030円(前同実績30,517,144円)とした。

経常費用としては事業費、管理費合わせ予算は、4月からの昇給、また世界情勢による食材費、電気料金等のアップに伴う支出増加が考えられるため487万円の増加とした。

令和4年度予算と令和3年度実績との比較

科目		R4活動予算	R3活動実績	R4-R3	
経常収益	受取会費	57,000	41,000	16,000	
	受取寄付	800,000	921,112	△121,112	
	受取助成金等	27,900,000	27,503,160	396,840	
	その他	2,010,030	2,051,872	△41,842	
	計	30,767,030	30,517,144	249,886	
経常費用	事業費	人件費	15,810,000	12,384,888	3,425,112
		その他	8,455,000	8,061,916	393,084
		計	24,265,000	20,446,804	3,818,196
	管理費	人件費	7,000,000	6,486,563	513,437
		その他	2,807,026	2,266,711	540,315
		計	9,807,026	8,753,274	1,053,752
	計	34,072,026	29,200,078	4,871,948	
	当期正味財産増減額		△3,304,996	1,317,061	△4,622,057
	前期繰越正味財産額		3,304,996	1,987,935	1,317,061

2. 地域活動支援センターⅢ型事業（作業所）

令和4年度の予算は9,576,000円で、算出条件は登録者数252人/年(21人/月)、通所見込み日数120人/年(10日/月)、事業実施日数269日/年である。作業所の登録人数は令和2年度は18人で3年度24人に、1日当りの通所人数は9.6(前同8.9)人に増加したが、1人当たりの出席日数は10.6(前同13.2)日で昨年度に比べ減少した。

令和3年度の登録者数は増加したが、一人当たりの出席日数は減少しているので、令和4年度は登録者数の増加を図るとともに、合わせて出席者数、出席日数も増加をさせたい。通所者同士の諍いから来なくなったり辞めたり、その日の気分で来なかったりすることが無いよう、ケアの充実を図る対策もしたい。

3. 会員の増加

正会員を増やすことで認知度を高め、存在意義を増す。今年度も以下のことを実施する。

- ・会費の徴収
- ・ニューズレターを定期的に発行し、宣伝媒体として活用し事業理解を広く求める。
- ・事業報告、年賀状等含めた木目細かい連絡

4. 寄付依頼

令和3年度は、寄付頂いた方々に年賀状やニューズレターを配布し、合わせ寄付依頼をしたためか90万円を上回る寄付を頂きました。今後も寄付を頂いた方々に風の家活動を知って頂くと同時に寄付をお願いする作業を継続していきたい。

5. 心理支援の充実

風の家の利用者の中で希望者に対し、心理的・精神的な問題を面接により緩解し継続的な社会生活ができるよう支援する。

6. シェルター事業

生活基盤の重要な一つに住居がある。矯正施設出所者及び生活保護申請中の人の多くは、経済的基盤を失い、居住地を失い、社会的自立が困難な状況にある人達の支援が風を家の活動の一つの柱であり、再犯防止の観点からシェルター事業は外すことはできない。

最近の刑務所が相部屋から個室へと順次改装され、出所者が風を家の居室が相部屋でしかも6人部屋と聞くと入居を嫌がり、入居を断られることが往々あるため、風を家の現在の相部屋を個室に変えるための「宿泊施設の居住環境改善事業」として助成金の申請を行い丸紅基金で4階の6人部屋の4人部屋への改装の助成金が認められ、4年度前半には改装を終了する予定である。

また、シェルター事業で一番重要なことは宿直員の確保であり、過去10年間毎年日工組社会安全研究財団より100万円を頂き宿直員の賃金と交通費の助成を頂き、運営上非常に助かっている。2022年度も申請し獲得したいと考えている。

7. 居住支援法人

平成29年に施行された改正住宅セーフティネット法に基づいて、住宅確保要配慮者に対し居住支援を行う法人として「居住支援法人」という法人格が制定されました。当団体は「特定非営利活動法人」を基盤として活動しているが、申請手続きに約1年かけ、令和4年度より「居住支援法人」の法人格を得ることが出来ました。今の「特定非営利活動法人」という法人格はそのままに、「居住支援法人」として4月1日から活動することになります。

居住支援法人として我々が行う業務には、「入居前支援」と「入居中支援」があります。「入居前支援」は賃貸住宅入居希望者の入居前に住宅相談などを行い、賃貸住宅の情報提供や家賃債務保証手続きの支援を行い、賃貸住宅へ円滑に入居出来る様にします。賃貸住宅が決まると、「入居中支援」として見守り活動や訪問支援をこれまでより木目細かく行い、「孤独・孤立防止対策」等の生活支援にあたる事が定められています。

こうした業務は既に私たちが実際に行っている活動であり、今後の活動に大きな変更はありませんが、より一層充実した支援が出来ると考えています。まだまだ模索段階にありますが、私たちの活動が居住支援法人として認められたことを嬉しく思います。

8. 給食事業

給食は、シェルター事業では不可欠であり、困窮状態において最低限の生活の保証となり、同時に本人に安全感・安心感をもたらすことが期待される。しかし、食材費の高騰があり、人件費と合わせ経費削減が課題であるが、現在はこちらもギリギリであり削減は困難である。調理員の技量に頼り何とか現状を維持して頂きたい。

食事は作業所の通所者の意欲向上が主目的であり、月1～2回実施で継続する。

9. その他

利用者の送迎及び引越し荷物の運搬、作業所の荷物の運搬などに使用している軽自動車を購入後9年を経過し傷みが酷く買い替えが必要と思われるので、助成金の申請を行いたい。

II 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
(1) 生活支援事業	ア. 規則正しい生活習慣を持続するための指導・助言 イ. 金銭管理に関する援助・指導・助言 ウ. 役所等諸手続きに関する援助・助言 エ. 健康管理に関する指導・助言 オ. 住居に関する援助・指導・助言 カ. 食生活に関する指導・助言 キ. 整容に関する指導・助言	(A) 毎日あるいは必要に応じ実施 (B) 風の家（舟入本町17-8） (C) 職員1人 経理事務員1人 宿直員1人	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者 (E) 110人/年	3,168
(2) 就労支援事業	ア. 就労移行支援活動 イ. 就労定着（継続）支援活動 ウ. 就労支援講座及び座談会の開講 エ. ボランティア活動への参加 オ. 作業所の運営	(A) ア.イ. 1～2回/月 エ. 1～2回/年 オ. 5日/週 (B) 風の家1F (C) ア.イ. 職員1人 エ.オ. 職員1～2人	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者 (E) ア.イ.エ. 2～3人/回、 オ. 約10人/日	3,517
(3) 教育的心理的支援事業	ア. 個別カウンセリング・心理療法の実施 イ. 集団心理療法の実施 ウ. 学習指導 エ. 進路指導 オ. 集団行事の開催	(A) 1～4回/月 (B) 風の家 (C) ア～オ. 職員1人 ア.イ.オ. 臨床心理士1人	(D) 矯正施設出所者等 (E) ア.ウ.エ. 2～4人/週 イ.オ. 10人/回	3,749
(4) 宿所提供事業	ア. 長期・短期宿泊サービス イ. 給食サービス ウ. 生活指導	(A) 4月1日～翌年3月31日 (B) 風の家3F、4F (C) ア.ウ. 職員1人 イ. 調理員1人/日 ア.ウ. 宿直アルバイト1人/日	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者 (E) ア. 60人/年 イ. 25人/日 ウ. 5人/日	11,698
(5) 地域支援事業	ア. フォーラムの開催 イ. 社会を明るくする運動への参加 ウ. 防犯活動	(A) ア. 未定 イ. 7月下旬 ウ. 不定期 (B) イ. 河原町公園集合後本川右岸清掃 (C) イ. 職員2人	(D) ア. 未定 イ.ウ. 一般市民、福祉分野及び利用者 (E) イ. 5人	1,403
(6) 再犯防止プログラムの研究・開発	ア. 社会生活に関する調査 イ. 支援活動とその効果の検証 ウ. 支援活動のプログラム化 エ. 研究成果の外部機関・団体への提供	(A) 随時 (B) 風の家 (C) 臨床心理士1～2人	(D) 矯正施設職員と関係者 (E) 5人/月	365
(7) 矯正・処遇に関わる支援者への研究会	ア. 研究会の開催 イ. 講演会の開催	(A) ア. 月2回 (B) 風の家 (C) 臨床心理士1～2人	(D) 矯正施設職員と関係者 (E) 5人/月	365